

第1章 プランの策定に当たって

1. プラン策定の背景

(1) 国、香川県の動き

国は、平成 11 年（1999 年）6 月に男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）を制定しました。基本法では、少子高齢化の進行など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会¹の実現」を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

そして、平成 12 年（2000 年）に、基本法に基づく国の第 1 次計画として「男女共同参画基本計画」を策定し、平成 17 年（2005 年）の第 2 次計画、平成 22 年（2010 年）の第 3 次計画を経て、それらの成果を踏まえつつ、平成 27 年（2015 年）に第 4 次計画を策定しました。第 4 次計画では、「男性中心型労働慣行（勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行）等の変革と女性の活躍」を計画全体の横断的視点として、冒頭に位置づけています。

そのほかにも、平成 23 年（2011 年）には改正された次世代育成支援対策推進法、平成 27 年（2015 年）には女性活躍推進法²、平成 29 年（2017 年）には改正された育児・介護休業法³、男女雇用機会均等法⁴が施行され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁵憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」などと合わせ、様々な制度が整備されてきました。

また、DV防止法⁶については、平成 25 年（2013 年）の法改正により、生活の本拠をとともにする交際相手からの暴力とその被害者についても、配偶者からの暴力とその被害者に準じて法律が適用されることになり、被害者支援に向けた取組が推進されています。

香川県は、平成 27 年（2015 年）12 月に「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」を策定しました。このプランでは、女性の活躍推進を前面に押し出しています。

また、配偶者からの暴力の防止などに関する取組についても、平成 28 年（2016 年）1 月に「第 3 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

¹ 男女共同参画社会／男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

² 女性活躍推進法／正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。

³ 育児・介護休業法／正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。

⁴ 男女雇用機会均等法／正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

⁵ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）／だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。（次ページ以降では「ワーク・ライフ・バランス」という。）

⁶ DV防止法／正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。

(2) 本市の男女共同参画に関する現状

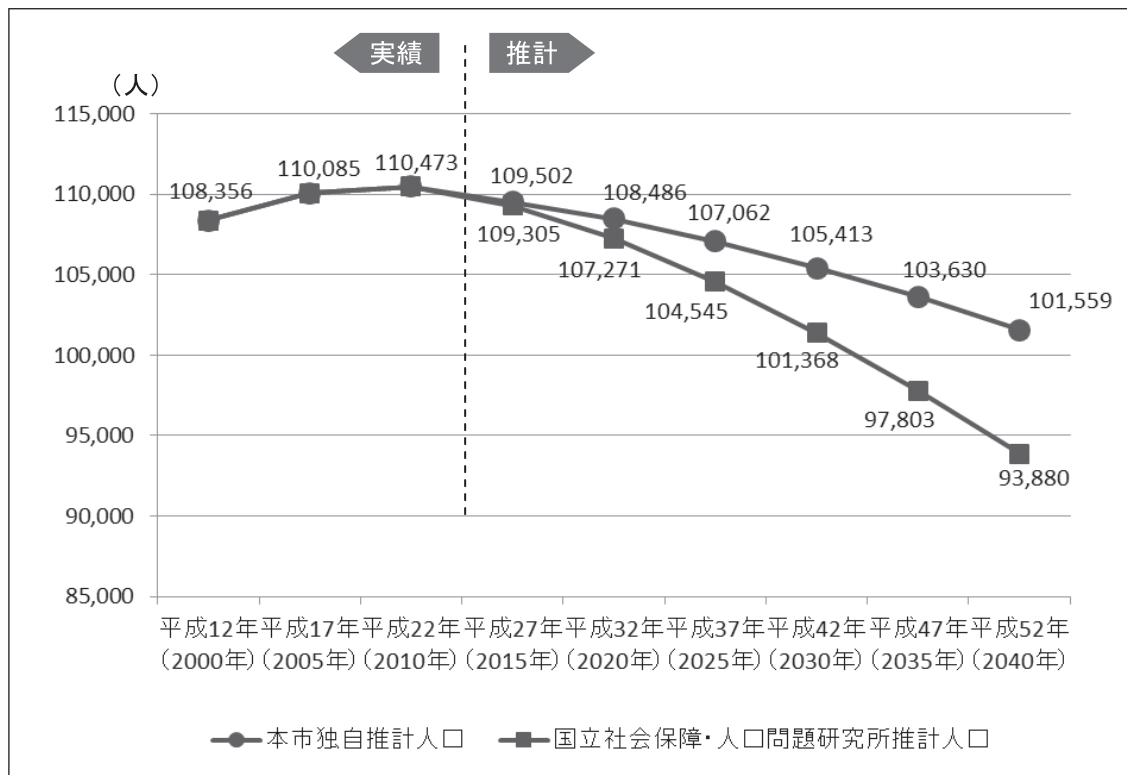
①人口減少と少子高齢化の進行

国勢調査によると、本市の総人口は平成17年（2005年）に110,085人、平成22年（2010年）に110,473人と、これまで増加してきました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（以下、「社人研推計人口」という。）では、今後人口減少が急速に進むと予測され、平成52年（2040年）に93,880人になると予測されています。

それを受け本市では、人口減少は避けられないものの、その減少率を少なくするため、平成27年（2015年）10月に「丸亀市人口ビジョン、丸亀市未来を築く総合戦略」を策定し、様々な取組を行っているところです。これらの政策効果を反映させた本市独自の推計では、平成52年（2040年）の推計人口を101,559人としています。

平成27年（2015年）に実施した国勢調査の結果によると、本市の同年10月1日現在の総人口は110,010人でした。社人研推計人口よりは多かったものの、本市においても人口減少期に入ったことが明らかになりました。

【図表1】本市の総人口の推移と推計

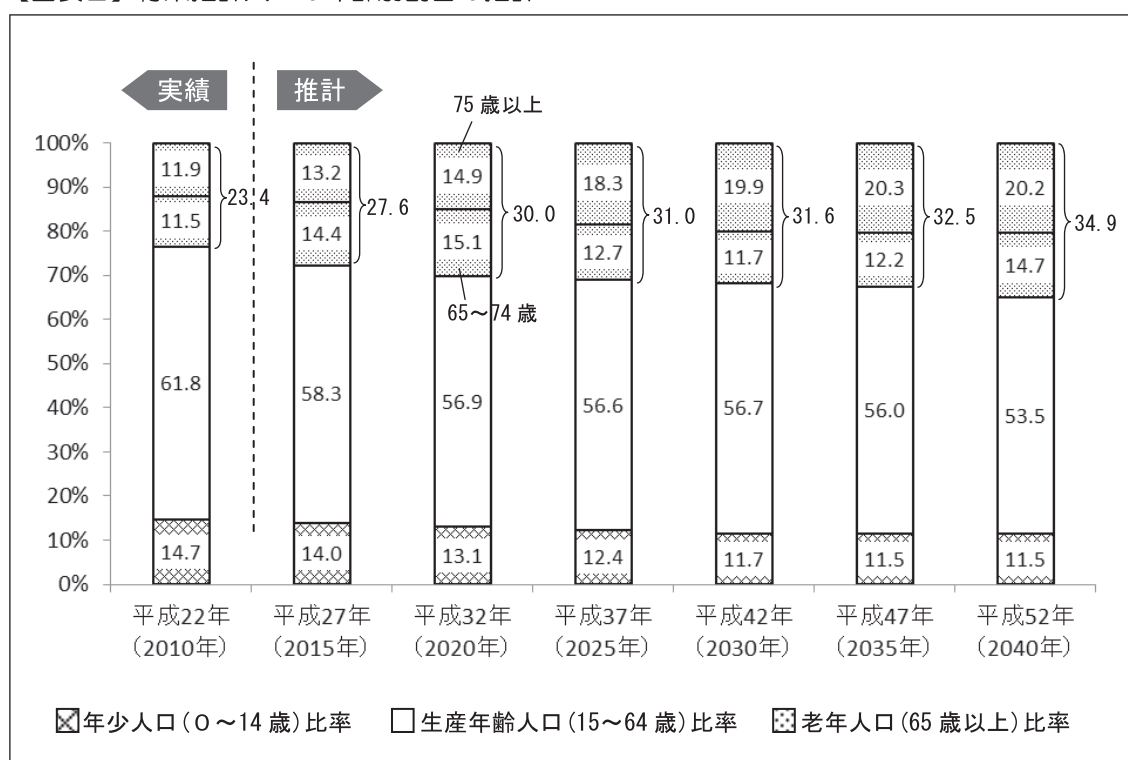


資料：「丸亀市人口ビジョン、丸亀市未来を築く総合戦略【本編】」

社人研推計人口によると、65歳以上の老年人口の割合は、平成27年（2015年）に27.6%、25年後の平成52年（2040年）に34.9%と、大きく上昇することが予測されています。

さらに老年人口の内、75歳以上の人の割合は、平成32年（2020年）には74歳以下の人とほぼ同じになり、以降は75歳以上の人の割合の方が大きくなると予測されています。75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症や寝たきりの人が増加するとともに、介護する家族などの負担も増加することが考えられます。

【図表2】 将来推計人口の年齢別割合の推計

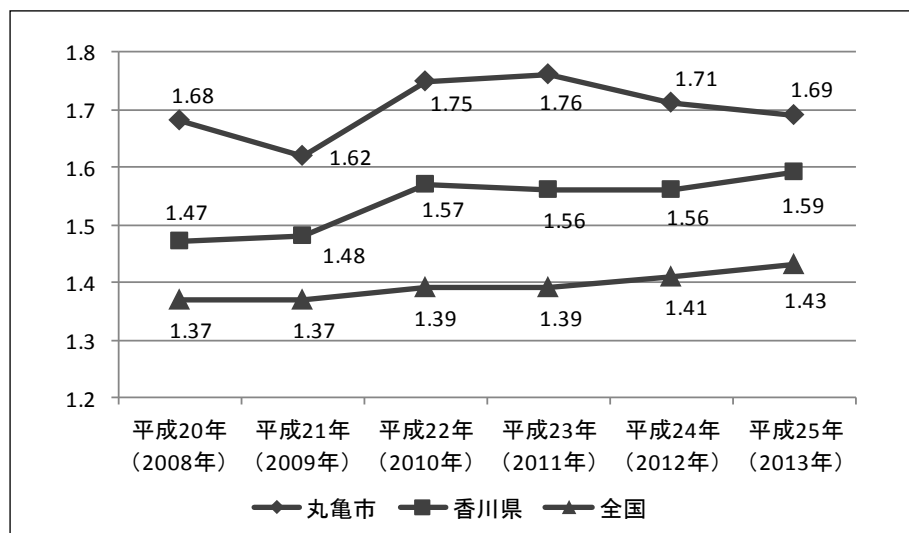


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より

資料：「丸亀市人口ビジョン、丸亀市未来を築く総合戦略【資料編】」

近年、未婚化、晩婚化、晩産化が進行しており、全国的に合計特殊出生率が低下しています。本市の合計特殊出生率⁷は、香川県や全国のそれらより上回っているものの、減少傾向にあり、平成25年（2013年）現在1.69となっています。これは、現在の人口を維持できる2.08を大きく下回っています。

【図表3】合計特殊出生率の推移



資料：「丸亀市
こども未来計画」

②市民の意識

平成27年（2015年）に実施した「丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート⁸」（以下、「市民アンケート」という。）の結果から分かる市民の意識は次のとおりです。

ア. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（固定的な性別役割分担意識⁹）について、肯定的な人（「賛成である」「どちらかといえば賛成である」と答えた人）の割合が40.9%、否定的な人（「反対である」「どちらかといえば反対である」と答えた人）の割合が44.3%と、肯定的な人が否定的な人を3.4ポイント下回っている。

⁷ 合計特殊出生率／一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいいます。

⁸ 丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート／平成27年8月3日～24日に実施。対象は、市内に在住する20歳以上の男女3,000人。有効回収数は1,186人、有効回収率は39.5%。

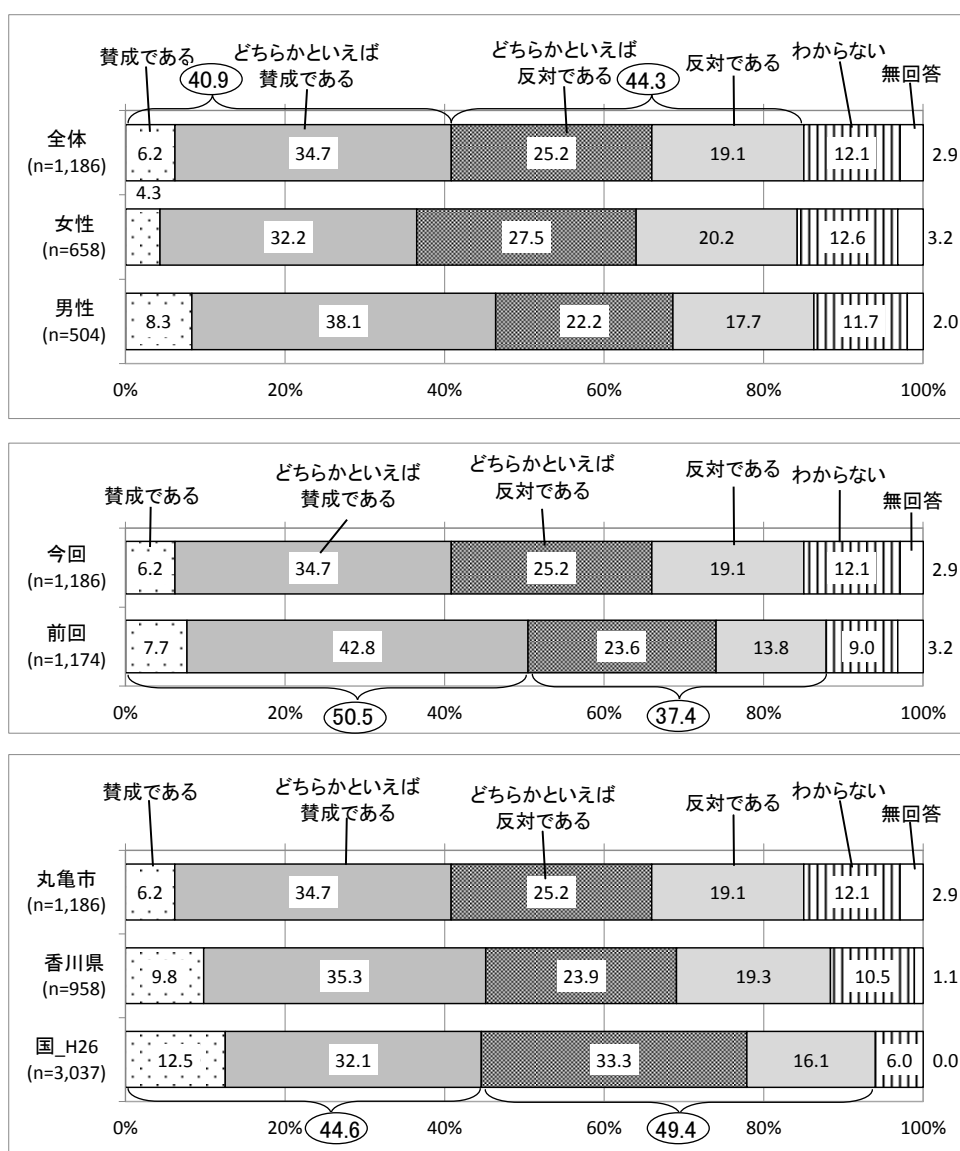
⁹ 固定的な性別役割分担意識／「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方をも制約する要因となっています。

ます。前回調査（平成 22 年（2010 年）に実施した同様のアンケート）の結果と比較すると、肯定的な人の割合が 9.6 ポイント減少し、否定的な人の割合が 6.9 ポイント増加していることから、固定的な性別役割分担意識は解消の方向に向かっているといえます。しかし、4 割を超える人が肯定的だった結果からは、固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っているといえます。

平成 26 年（2014 年）に実施した国の調査結果と比較すると、肯定的な人の割合は、本市の方が全国（44.6%）より 3.7 ポイント低くなっています。

さらに、本市において、年代による意識の違いも見られます。肯定的な人の割合は、60 歳代で 47.9%、70 歳以上で 50.2%と、50 歳代以下の年代より高くなっています。

【図表 4】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思うか



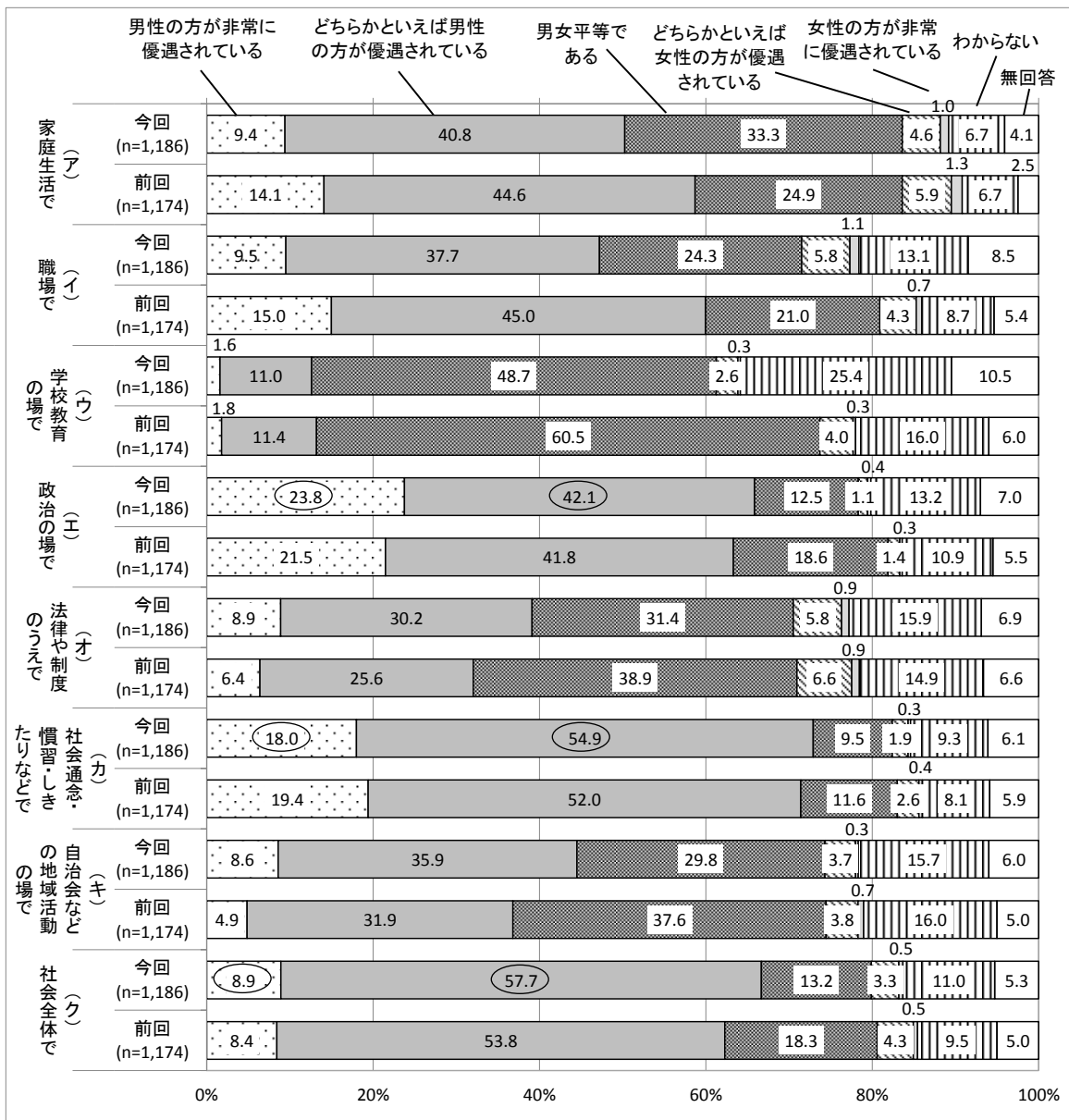
資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

イ. 各分野における男女の地位の平等感について

各分野における男女の地位の平等感について質問したところ、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」において、それぞれ65.9%、72.9%、66.6%の人が「男性優遇」（「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と答えています。一方、「学校教育の場」においては、「男女平等である」と答えた人の割合が48.7%と最も高くなっています。

「社会全体」について前回調査と比較すると、「男性優遇」と答えた人の割合が4.4ポイント増加し、「男女平等」と答えた人の割合が5.1ポイント減少しています。

【図表5】各分野における男女の地位の平等感



資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

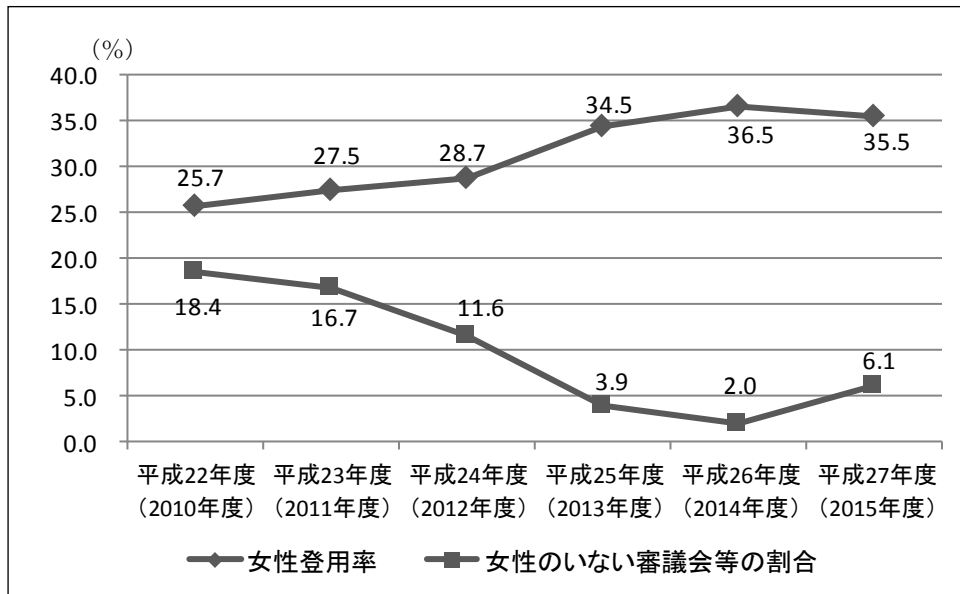
③政策・方針決定過程への女性の参画状況

ア. 本市の審議会等における女性委員の割合

本市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合の推移を見ると、平成22年度（2010年度）以降、上昇傾向にあり、平成27年度（2015年度）末現在35.5%となっています。

また、女性のいない審議会等の割合は低下傾向にあり、平成27年度（2015年度）末現在6.1%です。数でいうと、3つの審議会等に女性委員が登用されていません。

【図表6】本市の審議会等における女性委員の割合の推移



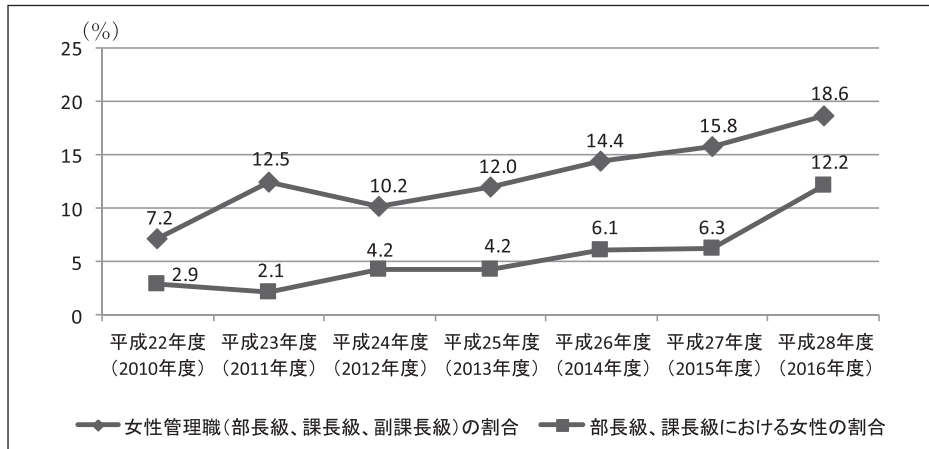
資料：丸亀市

イ. 市役所一般事務職における女性管理職の割合

市役所一般事務職における女性管理職（部長級、課長級、副課長級）の割合は増加し、平成28年度（2016年度）に18.6%となっています。

管理職の中でもさらに部長級、課長級における女性の割合は、平成28年度（2016年度）に12.2%と、前年度（6.3%）と比較するとほぼ倍増しています。

【図表7】市役所一般事務職における女性管理職の割合の推移

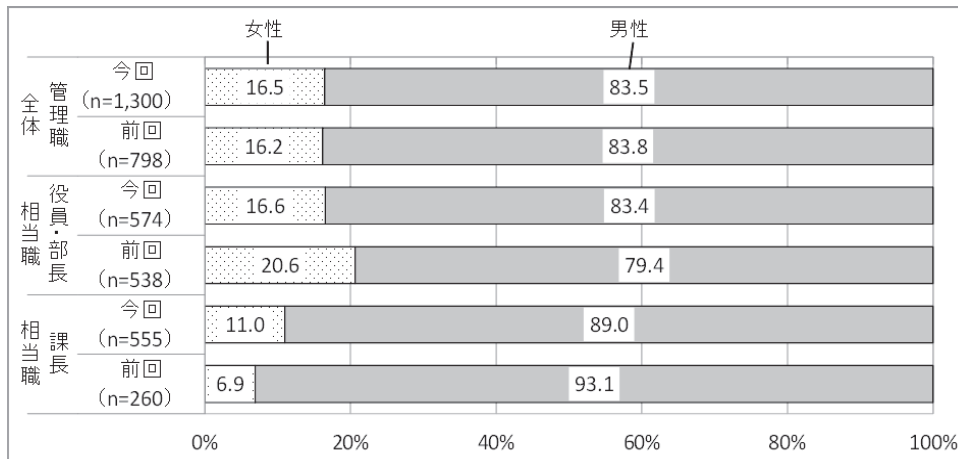


資料：丸亀市

ウ. 市内企業における女性管理職の割合

平成 27 年 (2015 年) に実施した「丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート¹⁰」(以下、「企業アンケート」という。)の結果によると、市内企業における女性管理職(役員・部長相当職、課長相当職)の割合は 16.5%でした。これは、前回調査(平成 22 年 (2010 年) に実施した同様のアンケート)の結果 16.2%とほぼ同じです。

【図表8】市内企業における女性管理職の割合



資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート調査結果報告書」

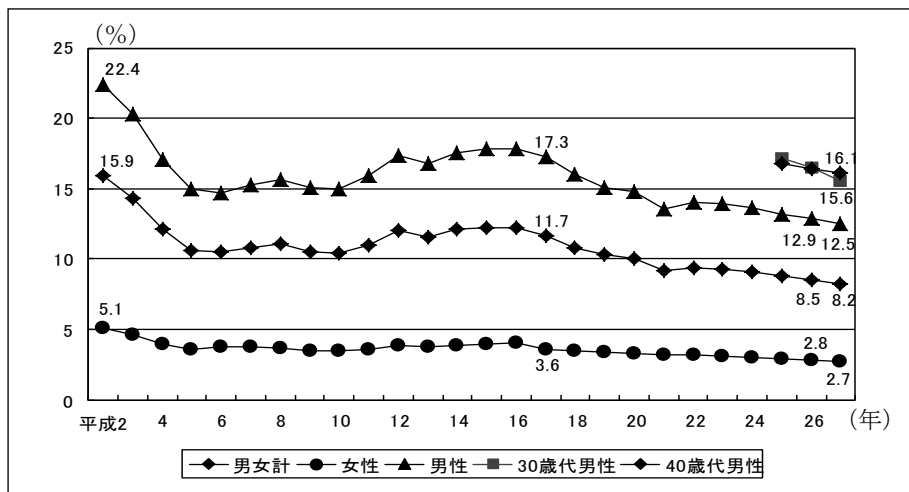
¹⁰ 丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート／平成 27 年8月3日～24 日に実施。対象は、丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会に所属する事業所の内、5人以上の従業員がいる市内事業所 531 社。有効回収数は 259 社、有効回収率は 48.8%。

④ワーク・ライフ・バランスの状況

ア. 長時間労働の状況

全国的に見ると、週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は、平成 27 年（2015 年）には女性が 2.7%、男性が 12.5%になっています。ただし、子育て期と重なる 30 歳代や 40 歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ 15.6%、16.1%となっています。

【図表 9】 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（全国）

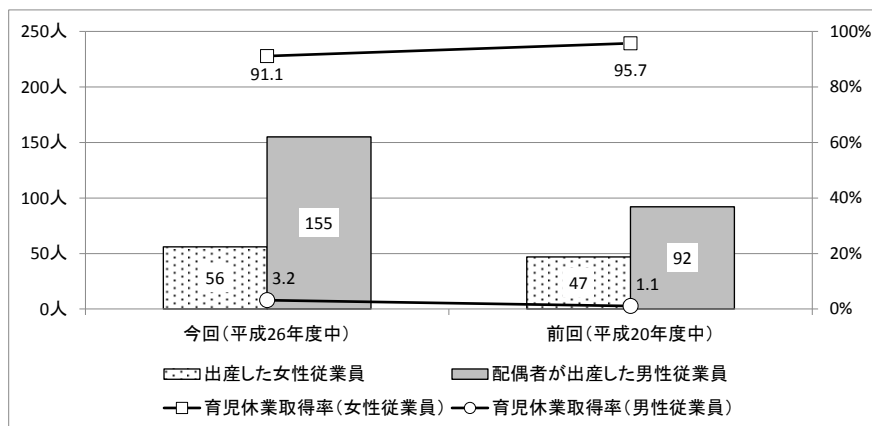


資料：内閣府
「平成 28 年版男女共同参画白書」

イ. 市内企業に勤める従業員の育児休業取得状況

企業アンケートの結果から、市内企業に勤める従業員の育児休業取得状況について見ると、出産した女性従業員の内、91.1%が育児休業を取得、または取得申出をしているのに対し、配偶者が出産した男性従業員では 3.2%と非常に低くなっています。

【図表 10】 市内企業に勤める従業員の育児休業取得人数と取得率

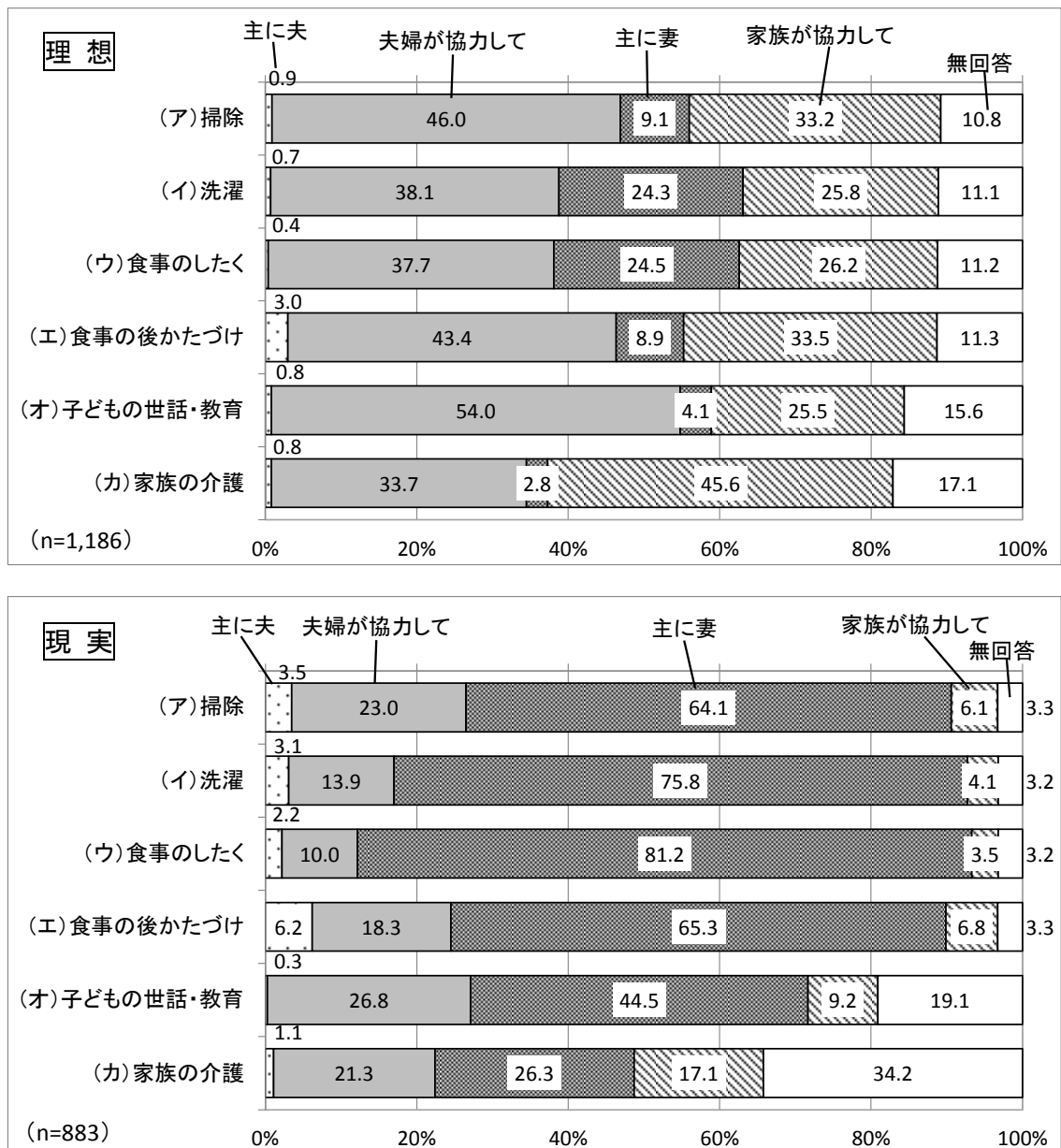


資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する企業アンケート調査結果報告書」

ウ. 家事などの分担に関する理想と現実

市民アンケートにおいて、家庭での家事などの分担に関する理想と現実を聞いたところ、すべての項目で夫婦や家族が協力して行うことを理想と考える人の割合が高くなっていますが、現実には「主に妻」が行っていることが多く、理想と現実との違いが見られます。

【図表 11】 家事などの分担に関する理想と現実



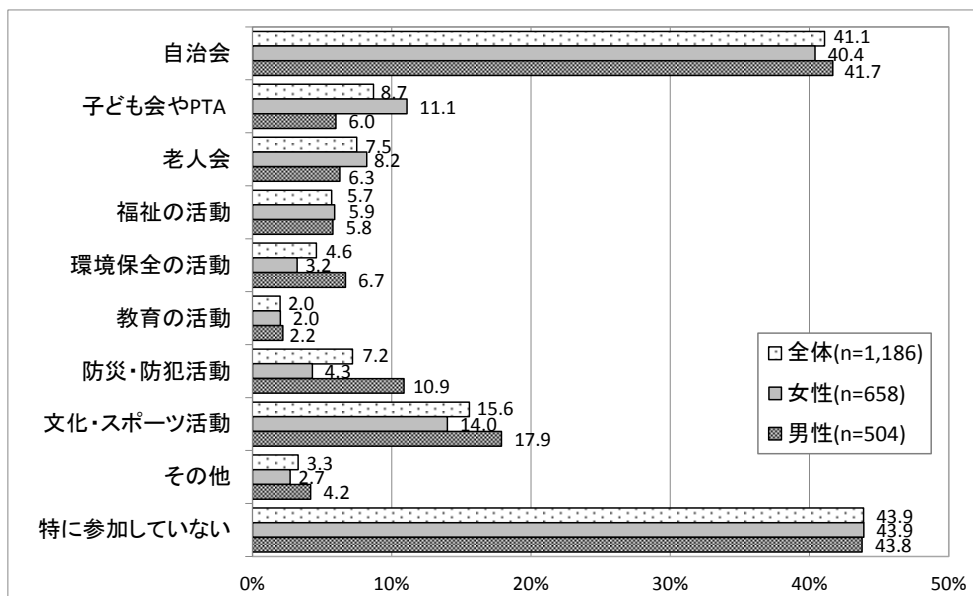
資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

エ. 地域活動や社会活動への参加状況

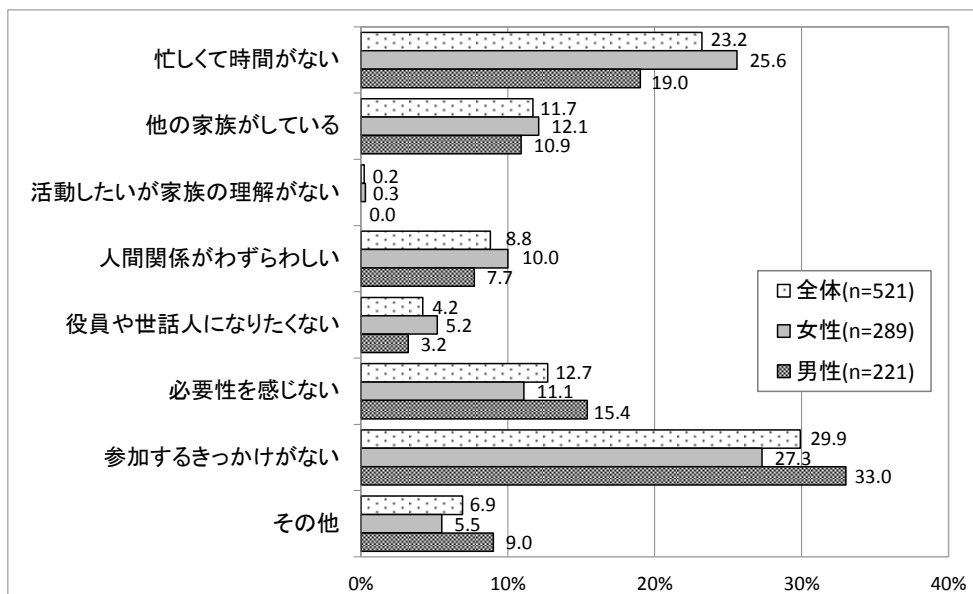
市民アンケートにおいて、地域活動や社会活動への参加状況を聞いたところ、「特に参加していない」と回答した人が43.9%と最も多くなっています。そして、その理由を聞いたところ、「参加するきっかけがない」が29.9%、次いで「忙しくて時間がない」が23.2%となっています。

参加している地域活動としては、「自治会」が41.1%と最も多く、次いで「文化・スポーツ活動」15.6%となっています。

【図表 12】 地域活動や社会活動について参加しているもの



【図表 13】 地域活動や社会活動に参加していない理由



資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

⑤就労形態と労働環境

ア. 就業人口の推移

本市の就業人口は、平成 12 年（2000 年）以降減少傾向となっておりますが、就業人口全体に占める女性の割合は微増傾向にあります。

【図表 14】男女別就業人口の推移

	平成 12 年（2000 年）		平成 17 年（2005 年）		平成 22 年（2010 年）	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
就業人口	53,981 人	100.0%	53,406 人	100.0%	50,981 人	100.0%
男性	30,829 人	57.1%	30,393 人	56.9%	28,569 人	56.0%
女性	23,152 人	42.9%	23,013 人	43.1%	22,412 人	44.0%

国勢調査（各年 10 月 1 日）より

資料：「丸亀市こども未来計画」

イ. 就業形態

平成 22 年（2010 年）の就業形態を見ると、就業者総数に対する「正規の職員・従業員」の割合は男性で 67.8%を占める一方、女性では 41.4%にとどまり、「パート・アルバイト」が 40.6%となっています。

【図表 15】男女別就業形態

	丸亀市				参考	
	就業者総数		就業者総数に対する割合（※）		香川県 （女性就業者の割合） （※）	全国 （女性就業者の割合） （※）
	男性	女性	男性	女性		
就業者総数 （就業形態不詳を含む）	28,569 人	22,412 人				
正規の職員・従業員	19,198 人	9,173 人	67.8%	41.4%	38.3%	41.2%
派遣社員	511 人	528 人	1.8%	2.4%	3.6%	2.8%
パート・アルバイト	2,620 人	8,989 人	9.3%	40.6%	42.4%	38.6%
役員	2,012 人	723 人	7.1%	3.3%	3.0%	3.6%
雇用主	3,645 人	1,114 人	12.9%	5.0%	4.8%	4.9%
家族従業者	321 人	1,488 人	1.1%	6.7%	7.4%	8.3%
家庭内職者	9 人	117 人	0.0%	0.5%	0.4%	0.5%

国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）より

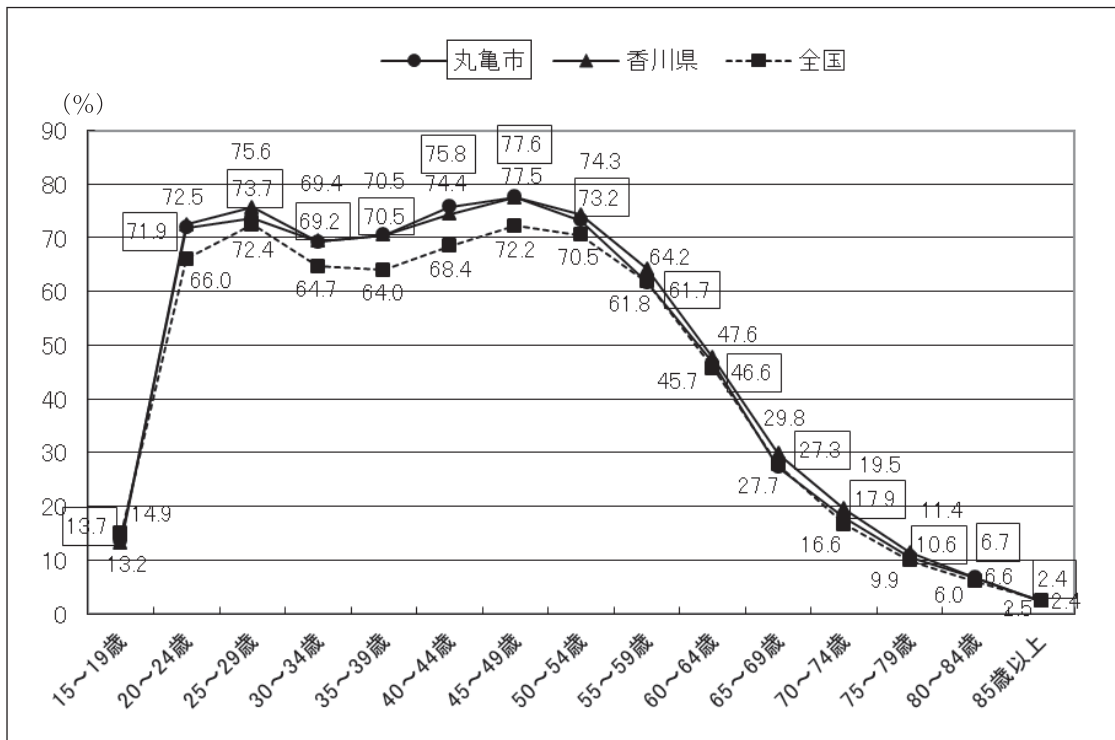
資料：「丸亀市こども未来計画」

（※）就業形態不詳を除いて割合を算出

ウ. 女性の年齢階級別労働力率

平成 22 年（2010 年）における女性の年齢階級別労働力率（15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合）を見ると、本市、香川県、全国のいずれにおいても、出産・子育て期に当たる 30 歳代で労働力率が下がる M 字カーブ¹¹を描いています。ただし、本市と全国を比較すると、本市の 30 歳代の労働力率は、全国よりも高くなっています。

【図表 16】女性の年齢階級別労働力率



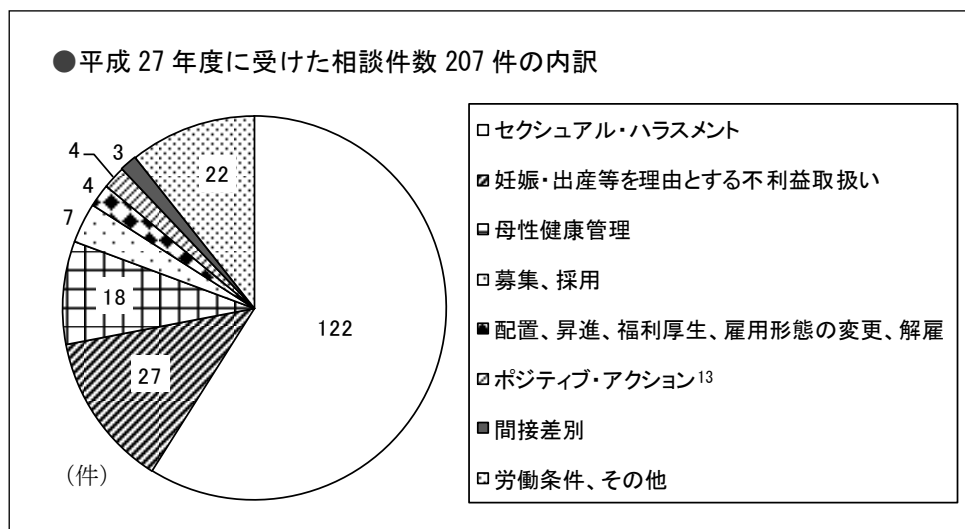
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

¹¹ M字カーブ／日本の女性の労働力率（15 歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者））の割合を年齢階級別にグラフ化すると 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいいます。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

エ. ハラスメントに関する相談件数

香川労働局で平成 27 年度（2015 年度）に受けた男女雇用機会均等法に関する相談内容では、セクシュアル・ハラスメント¹²に関するものが 122 件と、相談件数全体（207 件）の 58.9%を占めています。

【図表 17】男女雇用機会均等法に関する相談内容



¹² セクシュアル・ハラスメント／性的な嫌がらせのことであり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示、性的な冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれます。

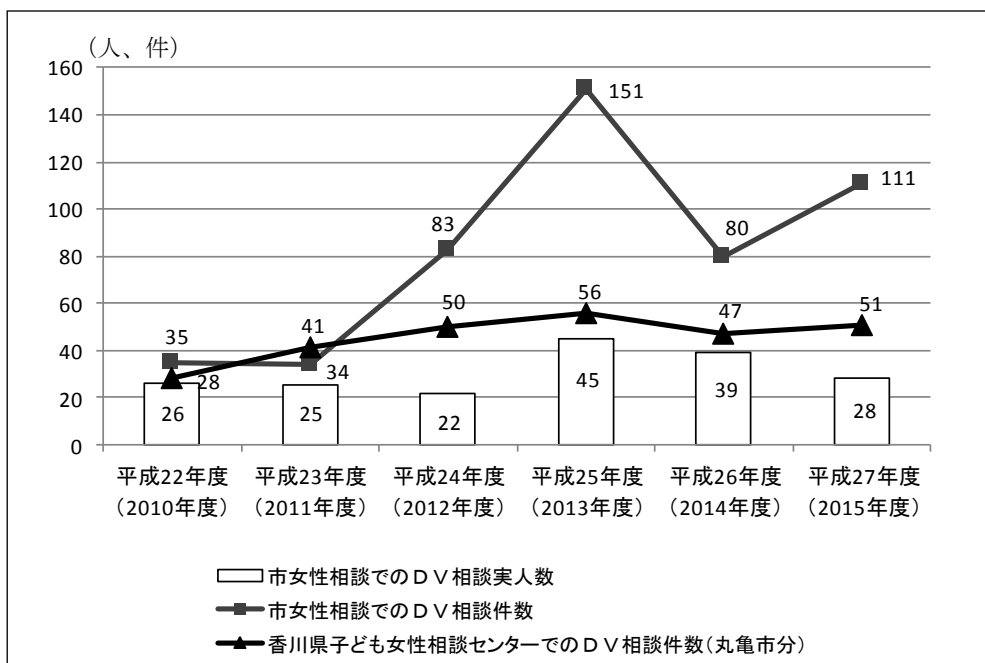
¹³ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)／過去における社会的、構造的な差別によって現在不利益を被っている集団(女性や少数民族など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置をいいます。政治や就学、就労などの参画の機会を確保するため、割り当て制や目標値の設定などがあります。

⑥DVの相談件数の推移、DVの経験

本市女性相談（子育て支援課内）での夫・妻、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス¹⁴、以下「DV」という。）の相談状況は、相談実人数、相談件数ともに平成25年度（2013年度）に大きく増加し、平成26年度（2014年度）にはともに減少に転じました。平成24年度（2012年度）以降は、同じ相談者が何度も相談するという傾向が見られます。

香川県の相談窓口である香川県子ども女性相談センターでのDV相談件数の内、丸亀市の方からの相談件数は、平成24年度（2012年度）以降、年間50件程度で推移しています。

【図表 18】本市女性相談と香川県子ども女性相談センターで受けたDV相談件数などの推移



資料：丸亀市、香川県

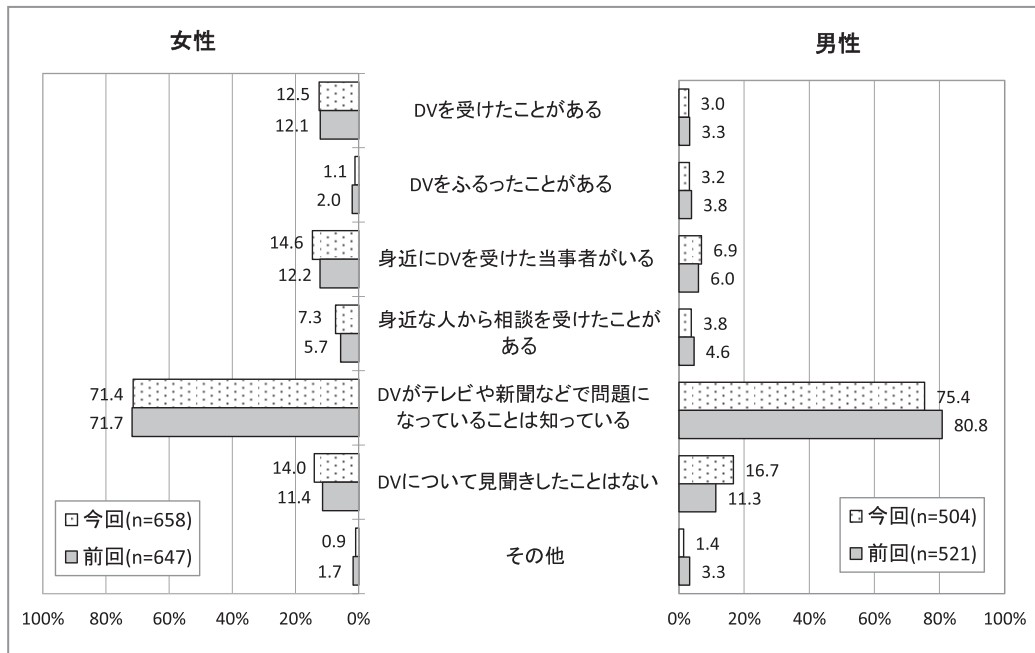
市民アンケートにおいて、DVを受けた経験などの状況についてたずねたところ、女性で12.5%、男性で3.0%の人が「DVを受けたことがある」と回答しています。

被害経験のある人の内、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人は、女性で29.3%、男性で60.0%となっています。また、女性では「友人・知人に相談した」

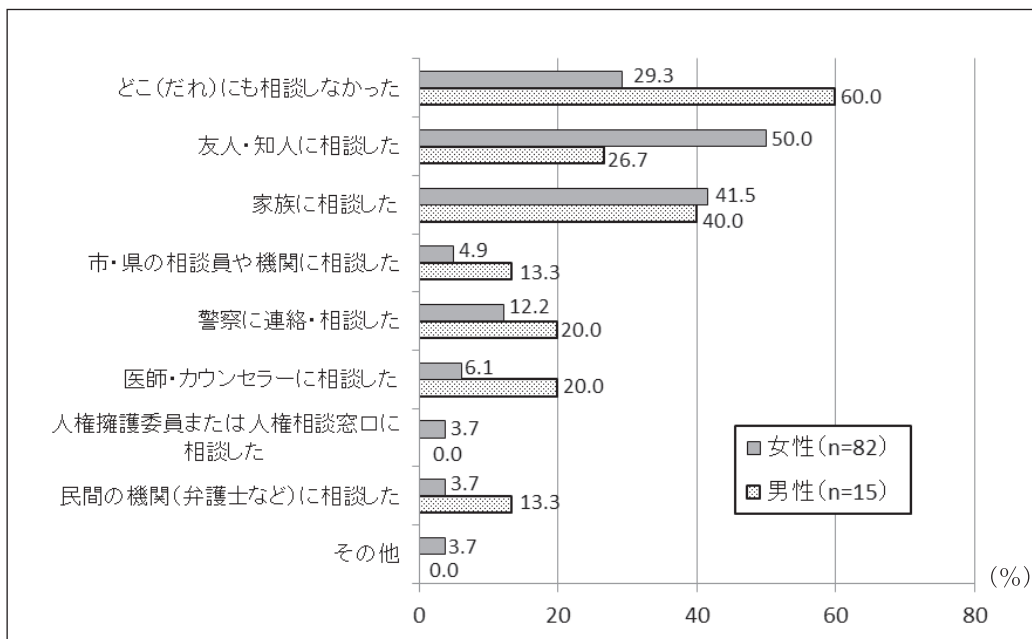
¹⁴ ドメスティック・バイオレンス(DV)／配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力(殴る、蹴るなど)だけでなく、精神的暴力(長時間の無視、大声で怒鳴るなど)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(人との付き合いを制限するなど)、性的暴力(性的行為の強要など)も含まれます。

が50.0%、「家族に相談した」が41.5%と多くなっていることから、専門の相談窓口を広く周知し、被害者本人のほか、被害者から相談を受けることが多い周囲の人にも情報が届くようにすることが必要です。

【図表 19】 DVを受けた経験などの状況



【図表 20】 被害者の相談状況



資料：「平成 27 年丸亀市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書」

2. 「第2次男女共同参画プランまるがめ」の成果と課題

平成23年(2011年)に策定した「第2次男女共同参画プランまるがめ」では、「気づく」「参画する」「自立する」の3つのキーワードの下に12の目標を設けて、各施策を推進してきました。推進に当たっては、幾つかの指標を設け、その指標の目標値達成を目指すことにより推進してきたものもあります。

「気づく」

目標1 男女共同参画社会像の共有

- 講演会やセミナーなどの啓発事業を継続的に実施してきたことにより、男女共同参画社会への理解は深まっています。しかし、講演会やセミナーなどへの出席者が固定化している状況も見られます。
- 現在の広報手段では、特に若い世代に対する広報、啓発が十分実施できていません。講演会やセミナーに出席しない人、「広報丸亀」や市のホームページを見ない人への啓発へとつながるような方法を工夫する必要があります。
- 市民アンケートの結果を見ると、「男女共同参画社会」「ジェンダー¹⁵」という言葉を全く知らない人の割合が26.9%、54.5%と、前回調査の21.6%、53.7%より増加しています。これらの言葉への認知度は、むしろ低下しているといえます。しかし一方で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に肯定的な人の割合は今回の調査では40.9%と、前回調査の50.5%より減少しています。

目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

- 男女共同参画モデル保育所や、男女共同参画実践事例集作成などの取組により、保育・教育現場において、男女共同参画の視点からの保育・教育内容の点検や実践指導が行われています。子どもたちの発達段階に応じて、ジェンダーにとらわれない生き方について考える機会を持つ取組が今後も必要です。

目標3 人権が尊重される社会基盤の確立

- 行政施策の根底部分として、引き続き人権尊重に努め、市民への啓発活動も継続的に行う必要があります。

¹⁵ ジェンダー／社会的、文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」(ジェンダー)といいます。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

●「気づく」関連指標と実績値の推移

目標番号と指標		H22 年度	実績値					H28 年度
		現状値	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標値
1	男女共同参画推進のための事業協力団体数	14 団体	19 団体	23 団体	18 団体	17 団体	20 団体	44 団体
1	「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合(※)	(H22.1) 21.6%	-	-	-	-	(H27.8) 26.9%	(H27 年度) 0.0%
1	「ジェンダー」という言葉を全く知らない人の割合(※)	(H22.1) 53.7%	-	-	-	-	(H27.8) 54.5%	(H27 年度) 45.0%
2	教育・保育関係者の男女共同参画に関する研修会への参加者数	(H21 年度) 年 27 人	年 114 人	年 86 人	年 82 人	年 88 人	年 44 人	年 154 人
2	男女共同参画モデル保育所の指定数	-	1 保育所	延べ 2 保育所	延べ 3 保育所	延べ 4 保育所	延べ 5 保育所	延べ 6 保育所
2	男女共同参画を推進するリーダーの登録者数	-	0 人	0 人	6 人	36 人	48 人	20 人

(※)男女共同参画に関する市民アンケートより

「参画する」

目標 4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

○本市の審議会等への女性委員の登用率は全庁的に向上し、平成 27 年度（2015 年度）末現在で 35.5%です。しかし、女性委員のいない審議会等は同日現在で 3 つあり、また、個々の審議会等委員の女性登用率を見ると 30%未満のものも存在することから、今後も委員改選時における男女共同参画部局との事前協議などの取組を徹底することが必要です。

○審議会等における女性委員を増やすためには、女性人材の発掘や育成にもっと積極的に取り組む必要があります。

○市役所一般事務職における女性管理職（部長級、課長級、副課長級）の登用率については年々上昇していますが、職員の女性比率から見ると依然として低い状況です。本市が市内企業などに女性管理職の登用を働きかけていく立場であることを考えると、一層の組織的な取組と、女性職員の意識の向上が必要です。

目標 5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

○男女の均等な機会と待遇の確保という分野において、企業や働く女性に対する体系的

な取組が、本市ではこれまで不十分でした。職業生活における女性の活躍推進が、迅速かつ重点的に取り組むべき課題とされている今、国などの関係機関や関係団体と連携し、着実に取組を進めていく必要があります。

目標6 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

- 市民アンケートの結果によると、男女共同参画社会を実現していくために、今後丸亀市が力を入れていくべきものとして最も多かった回答が、「保育サービスや介護サービスを充実させる」(56.9%)でした。本市では保育サービスを拡充し、子育て支援の推進に努めていますが、一方で保育士不足による待機児童が発生するなど、保育士の確保が喫緊の課題となっています。今後は、保育士不足解消に向けた取組も行いながら、保育の質と量を確保していく必要があります。
- 企業アンケートの結果によると、育児休業取得率は、女性従業員が91.1%、男性従業員が3.2%でした。男性従業員の育児休業取得率向上のため、また、今後は介護に直面する人が増加することも予想されるため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業への働きかけと、社会的機運の醸成に向けた取組を積極的に行う必要があります。

目標7 商工業、農林水産業等の自営業における男女共同参画の推進

- 女性認定農業者¹⁶の数、家族経営協定¹⁷の締結件数は増えています。今後も引き続き、農林水産業や商工業の自営業の分野で女性参画が進むよう、啓発活動などを実施していく必要があります。

目標8 地域・防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進

- 女性消防団員数の増加のため、引き続き参加への呼びかけを行っていくことが必要です。同時に、防災分野に女性の参画が重要であることを、東日本大震災の経験から得た教訓として啓発する必要があります。
- 市民アンケートにおいて、自治会などの地域活動の場で男女平等かどうかたずねたところ、「男性の方が優遇されている」と回答した人は44.5%と、前回調査の36.8%より増加しました。東日本大震災の経験から得た教訓を生かすためにも、平常時の地域活動における男女共同参画推進を引き続き働きかけていく必要があります。

¹⁶ 認定農業者／農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する「農業経営改善計画」を市町村に認定された農業経営者のことをいいます。

¹⁷ 家族経営協定／家族経営が中心の農業における女性の地位向上や後継者の確保、民主的な家族関係の確立を目指して、農業経営を担っている家族が話し合い、農業経営の方針、収益の分配方法、労働時間や休日などの就労条件、経営移譲などについてのルールを文書で取り決めたものをいいます。

●「参画する」関連指標と実績値の推移

目標番号と指標	H22 年度	実績値					H28 年度
	現状値	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標値
4 (1) 審議会等委員の女性登用率 (2) 女性のいない審議会等の数	(1) 25.7%	(1) 27.5%	(1) 28.7%	(1) 34.5%	(1) 36.5%	(1) 35.5%	(1) 40.0%
	(2) 6	(2) 7	(2) 5	(2) 2	(2) 1	(2) 3	(2) 0
4 市役所一般事務職における女性管理職(※)の割合	7.2%	12.5%	10.2%	12.0%	14.4%	15.8%	20.0%
6 市役所男性職員の育児休業取得率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	5.0%
6 中讃勤労者福祉サービスセンターの女性会員数	616 人	674 人	660 人	693 人	746 人	816 人	800 人
6 各種保育サービスを実施している施設数 (1) 延長保育 (2) 病後児保育 (3) 休日保育 (4) 0歳児保育 (5) 一時預かり	(1) 10 か所	(1) 10 か所	(1) 10 か所	(1) 11 か所	(1) 12 か所	(1) 12 か所	(1) 12 か所
	(2) 0	(2) 0	(2) 1	(2) 1	(2) 1	(2) 1	(2) 2
	(3) 0	(3) 1	(3) 1	(3) 0	(3) 0	(3) 0	(3) 1
	(4) 10	(4) 10	(4) 11	(4) 11	(4) 12	(4) 13	(4) 13
	(5) 5	(5) 5	(5) 6	(5) 5	(5) 5	(5) 6	(5) 9
	6 放課後留守家庭児童会の充実(待機児童数)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
6 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の実施か所数	1 か所	1 か所	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
6 介護者交流会の開催数	年 2 回	年 6 回	年 5 回	年 16 回	年 17 回	年 14 回	年 5 回
6 介護教室の開催数	年 2 回	年 4 回	年 8 回	年 13 回	年 12 回	年 16 回	年 5 回
7 女性認定農業者数	3 人	7 人	7 人	7 人	9 人	10 人	5 人
7 家族経営協定の締結件数	27 件	28 件	30 件	30 件	30 件	34 件	40 件
8 女性消防団員数	23 人	22 人	23 人	24 人	24 人	23 人	38 人

(※)管理職：部長級、課長級、副課長級

「自立する」

目標9 男性にとっての男女共同参画

- 市民アンケートの結果によると、結婚している人の家庭において家事などを行っているのが「主に妻」と答えた人の割合は、「食事のしたく」で81.2%、「洗濯」で75.8%、「掃除」で64.1%でした。「子どもの世話・教育」では44.5%、「家族の介護」では26.3%という結果を見ると、特に家事について女性に負担が偏っているといえます。地域や職場における女性の活躍推進のためにも男性の家庭参画が必要なので、引き続き啓発活動や、男性に技術を伝える講座などを実施していく必要があります。
- 男性を対象とした啓発では、男女共同参画社会の実現が男性にとっても重要であり、充実した生活につながることへの理解を深めるような内容が必要です。

目標10 男女の自立に向けた力を高める取り組み

- コミュニティの協力により、高齢者が地域で生活し続けるための見守り体制などが整いつつあります。引き続き、生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人が地域の中で安心して暮らせるよう支援していく必要があります。特に母子家庭については、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が指摘されていることに注意を要します。

目標11 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 市民アンケートの結果によると、DVの被害に遭ったときなどに利用できる相談窓口として「丸亀市女性相談」「香川県子ども女性相談センター」を知っている人はともに19.1%と、認知度が低いという結果でした。女性に対する暴力に関する正しい知識や、暴力を受けた場合の相談窓口などの啓発、周知に一層努める必要があります。
- 本市の相談体制としては、相談員の資質向上のために積極的に研修に参加するなどして充実させてきました。しかし、相談しやすいスペースの確保という点では、今の庁舎配置では不十分です。
- 被害者の自立支援のためには、地域の方や、関係機関との連携が欠かせません。そのため、連絡会を開催するなどして情報共有や意見交換に努め、引き続き、連携を強化することが必要です。

目標12 生涯を通じた女性の健康支援

- 集団検診を働く女性が受けやすい曜日に実施したり、継続して啓発を行ったりしてきたことにより、がん検診の受診率が向上しています。
- 啓発も含めて、男女の性差に応じた健康づくりを継続して支援していくことが必要です。

●「自立する」関連指標と実績値の推移

目標番号と指標		H22 年度	実績値					H28 年度
		現状値	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標値
9	男性のライフセミナーの開催数	-	年 2 回	年 3 回	年 3 回	年 2 回	年 3 回	年 3 回
9	病態別栄養教室(生活習慣病対策の栄養教室)の男性の参加割合	0.0%	20.8%	13.0%	17.4%	19.1%	8.9%	20.0%
9	こころの健康相談日の設置回数	年 12 回	年 16 回	年 16 回	年 12 回	年 11 回	年 12 回	年 24 回
10	介護予防コミュニティ事業の実施地区数	5 地区	9 地区	11 地区	14 地区	17 地区	17 地区	17 地区
11	防犯灯の新規総設置数	-	68 か所	136 か所	251 か所	338 か所	436 か所	531 か所
12	がん検診受診率	(H21 年度)						
	(1)乳がん(※) (40 歳以上の女性)	(1)19.4%	(1)24.8%	(1)25.9%	(1)43.1%	(1)46.0%	(1)44.2%	(1)40.0%
	(2)子宮がん(※) (20 歳以上の女性)	(2)20.0%	(2)24.8%	(2)26.5%	(2)41.5%	(2)44.5%	(2)42.2%	(2)40.0%
	(3)前立腺がん (40 歳以上の男性)	(3)27.5%	(3)30.4%	(3)31.3%	(3)35.0%	(3)36.6%	(3)36.4%	(3)40.0%

(※)平成 25 年度から、「がん対策推進基本計画 (平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)」に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を、乳がんは 40 歳から 69 歳まで、子宮がんは 20 歳から 69 歳までとしています。

